

非稼働病床を有する医療機関への対応方針等について

1 現在の状況

(1) 尾張北部医療圏医療連携ネットワークでの検討

- 平成 30 年 6 月 20 日開催。議題の一つに「有床診療所の今後について」が含まれ、医療機関の自主的な協議の場である「尾張北部医療圏医療連携ネットワーク会議（以下「医療連携ネットワーク会議」という。）から尾張北部医療圏内の有床診療所に対し調査を実施することに決定。
- 調査を実施（平成 30 年 6 月 27 日付け）。その結果、対象とした有床診療所 42 機関中、33 機関から回答。33 機関のうち、平成 29 年稼働率が 0 パーセントの医療機関は 6 機関。地域医療構想推進委員会と連携を取りつつ、今後さらに議論する予定。

(2) 平成 29 年度病床機能報告の結果（平成 29 年 7 月 1 日現在）

- 非稼働病床を有する医療機関（有床診療所については、1 病棟と考える。）は 10 機関。市町別は以下のとおり。（資料 2 - 2 参照）

市町	春日井市	小牧市	犬山市	江南市	大口町	扶桑町	合計
医療機関			1(0)				1(0)
有床診療所	6(5)	1(1)		0(3)	1(1)	1(1)	9(11)
病床数	69(63)	14(14)	25(0)	0(32)	1(1)	2(2)	111(112)

※ カッコ内は、昨年度第 2 回の資料 4 をもとに算出

2 国の考え方

- 国は平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0 2 0 7 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」の中で、病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する医療機関を把握した場合には、図 1 の手順により対応することとしている。
- 非稼働病棟の再稼働についても議論が必要（国通知 1（1）イ（イ）留意事項を参照）

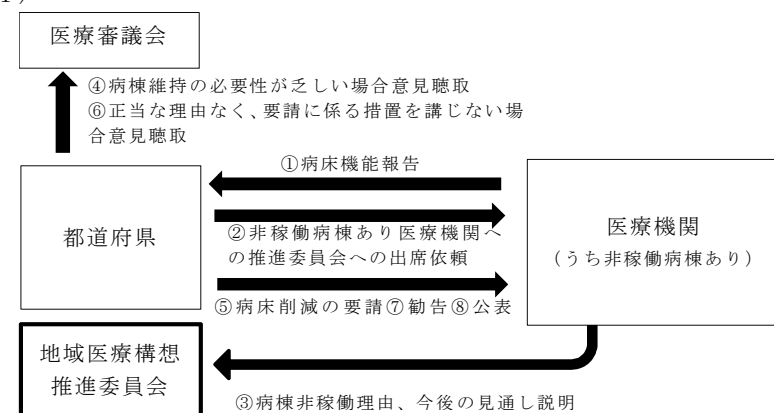
3 県の考え方

- 国の資料によると、非稼働病床を有する医療機関に推進委員会又は医療審議会へ出席してもらって意見を聞くことや、知事の権限などについても記載されているが、本県としては知事の権限（要請・勧告・公表）をすぐに行行使することは考えていない。
- 平成 30 年度病床機能報告に基づく県の独自調査として、非稼働病棟の再開の見通し、医療計画の中間見直し（平成 32（2020）年）時期までの再開に向けた取組等の調査を実施。

4 対応方針（案）

- (1) 尾張北部構想区域においては、他の医療圏に先駆けて、医療連携ネットワークで医療機関による自主的な協議が活発に行われている状況。
- (2) 地域医療構想推進委員会は、医療機関の自主的な協議（当構想区域においては医療連携ネットワークでの協議が該当）内容を踏まえて開催することとなっていることから、医療連携ネットワークの議論を尊重しながら対応することとしたい。
- (3) そして、平成 30 年度第 2 回推進委員会の前に、前記県独自調査（平成 30 年度病床機能報告に基づく）の結果を踏まえ、医療連携ネットワーク会議と対象とする医療機関や聴取すべき項目を相談しながら、必要に応じて非稼働病棟を有する医療機関へ書面で照会し、対象の医療機関に第 2 回推進委員会の場で説明を求め、病棟の取扱について協議することとしたい。
- (4) なお、聴取する項目の例としては、国の通知（平成 30 年 2 月 7 日付け）を参考に「①病床を稼働していない理由」、「②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画（再開の見通し（期限）、返上の可能性を含む。）」としたい。

(図 1)



- ① 病床機能報告の結果等から非稼働病棟を有する医療機関を把握
- ② 地域医療構想推進委員会へ出席依頼
- ③ 医療機関が、①病棟を稼働しない理由、②当該病棟の運用見通しに関する計画を説明
- ④ 説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しい場合意見聴取
- ⑤ 病床削減についての措置を要請【医療法 7 の 2③、同法 30 の 12①】
- ⑥ 正当な理由なく措置を講じない場合、医療審議会の意見を聴取
- ⑦ 当該措置を取るよう勧告【医療法 30 の 12②】
- ⑧ 勧告に従わないことを公表【医療法 7 の 2⑦、同法 30 の 12③】